

第58回宗議会報告

【懺悔なき議会】

二〇一三年五月三十日から六月十一日までの会期で、宗議会が開催されました。

昨年、十月に里雄内局が発足して、はじめての宗議会となり。そのため、何かが変わるのではないかと、淡い期待を込めて議事に臨みましたが、総長は変われど、何ら変わることはないわが議会のあり方でした。

総長は、所信表明で「伝える」ということを宗務執行の基本としたいと述べられ、また、宗憲を私たちの先輩方の「厳粛な懺悔」に基づき菩提心の結実と表現されました。

ところで、大谷派議会は、大谷派宗憲を拠り所として、その宗憲に照らして、具体的な政策や条例の妥当性を審議する場であると誰もが思っていたのではないかと思います。ところが、わが議会在が拠り所としているのは、宗憲ではなく、これまでの弊習であったり、世間の常識であることが往々にしてあります。なぜ、そうなるのか。あるいは、問題の所在はどこにあるのか。そのことがなかなか明確にならないということがありますが、このたびの総長演説に触れることで、わが議会在に欠落しているものは、つきりしたように思います。それは、総長が、宗憲を「厳粛な懺悔」の結実であると述べられた、その「厳粛な懺悔」の欠落こそが、宗憲に立脚しないわが議会在のあり方そのものであると気づかされました。その懺悔と

は、状況と自己自身への厳しい批判精神であり、それを見失うとき、言い訳と妥協でどこまでも現況を肯定することとなるでしょう。

我々は今議会でも、二案件を議員発議しました。一つは、宗議会議員選挙に関する改正案です。

二〇〇四年、それまで宗議会議員選挙の被選挙権が住職にしかなかったものが、二十五歳以上の教師にまで拡大されました。しかしそこには、所属寺院・教会の住職・主管者もしくは代務者の同意が必要という条件がつけられました。しかし、宗門を担わんとする意欲ある人に、住職の同意が得られないときには、立候補が出来ないということになります。果たしてそのことが、宗憲の柱の一つといえる同朋公議に適っているのかということが問題であります。私たちは、何ら条件を付けず、すべての有教師に被選挙権を付与することを発議しました。

同朋公議とは、何人の専横専断を許さず、一人でも多くの人の意見や考えを反映させるようにして宗門を運営したいというもので、そこには一人に対する深い信頼がもたらわれます。

一方、当局は、住職に同意の権限を認めること、理由を、寺院が宗門の重要な構成単位として、あらゆる宗門活動における中心的基盤と位置付けられ、住職に様々な責任と権限が与えられていることによる、と言います。言い換えれば、住職中心にこの宗門は出来ていて、その住職には多くの義務が課せられている。そのため多くの義務を負うものは、それに見合った多くの権限や権利を有するという、ある意味分かり易い理屈を根拠としていますが、問題はそれが、同朋公議に適っているのかどうかということなのです。皆さんは、どのように思われ

ますか。

もうひとつの条例改正発議は、坊守規定の改定についてであります。現在の条例では、住職の配偶者を坊守とし、配偶者がいない場合は、二十歳以上の一族のなかから選定すると坊守を規定しています。ところで、いまや家族の形態は、様々です。それは、寺院生活者においても、例外ではないでしょう。友人のことで申せば、住職を務める友人と病身のお母さんのふたり暮らしです。寝ておられるお母さんが坊守としての任務を果たすことが無理だとすれば、いまの条例では、その寺には坊守を置くことはできません。

ここでは、配偶者と規定する問題性について触れませんが、条例や規則はそこから漏れる状況を作らないということが最低限必要であります。男女の性差を超え、門徒と一族の壁を越えて、同朋公議にふさわしい宗門運営の実現を目指して、「寺院・教会に坊守を置くものとする。寺族又は帰敬式を受けた門徒で住職、総代とともに願ったものが就任する」という改正案を発議しました。

残念ながら、両発議案とも、賛成少数で否決されました。そこには、宗門財政を担う者への配慮や時代の変化に応えようとせずこれまでの弊習にたつた判断はありますが、宗憲を拠り所とした選びが見られないことが残念です。

【「憲法改正反対」決議を 宗議会・参議会で採択】

今議会の大きな責務のひとつとして見定めていたことに、「憲法改正反対」を決議し、大谷派議会としての意思を社会に対して明確にしたいということがありました。

合わせて、宗務総長名で宗派としての声明、並びに、政府与党への、憲法堅持の要望書の提出をお願いしましたが、検討するという答弁にとどまり、未だ宗派声明はだされていません。

議会では、参議会とともに全会一致で、「憲法改正反対」決議（資料）が採択されました。この度の「改正」の目論見は、九十六条改正という改憲要件を容易にし、その先には恒久平和を謳っている九条を改め、日本を再び戦争する国に変えようとする危険性を孕んだものであります。私たち大谷派議会は、一九九五年「不戦決議」を採択し、いのちを軽んじ、人を殺して愧じない戦闘行為を否定し、これらの惨事を未然に防ぐ努力を惜しまないと誓いました。平和を願求する念仏者として、その意思を明らかにすることは、今の時代だからこそ、非常に大事であると思います。参議会と共に、全会一致で採択できたことの意義は大きいと思われれます。

【諸施策について】

1. 真宗教化センター

寺院において、あるいは組や教区で教化活動を展開していく上で、必要とされる情報を求めに応じて発信して

いくことが真宗教化センターの大きな任務の一つです。たとえば、講師や教化資料、テキストについて、あるいは、寺院や組に於いての具体的事例の紹介等であります。また、課題を共にしている人たちが一堂に会して、情報交換や相互研鑽を果たせる場を提供し、人の交流をはかるといふことも大事な任務です。

あるいは、宗門が有する書籍や教化資料を整理、管理する総合資料室、さらには、今まで問い合わせや相談に對して、対応する部署が明確にされていなかったということがありましたが、その窓口業務を真宗教化センターが担うというものです。

その他にも、宗門挙げて教化事業を展開していくうえで、必要な事項や業務を担当する部署として、この教化センターには、今後の大谷派の命運がかかっていると大いに期待するところであります。

今後は、その教化センターが、期待に応えうる機能を果たしているかどうか、注視していく必要があるでしょう。その建物を、宗務所の北側、大谷婦人会館の場所に、十六億六千七百万円の予算で教化総合施設として、来年の二月から工事に入り、再来年四月には竣工したいという提案が当局からありました。

なお、原発反対を具体的なかたちとして示していく上からも、教化総合施設の屋根部に広範囲にソーラーパネルを設置することが望まれましたが、京都市の景観条例で、それが適わず、外観からは見えない屋根の一部に設ける事になったことは残念です。

2. 親鸞仏教センター

「親鸞仏教センター」は、東京都文京区本郷に、首都

圏の学事施設として、二〇〇一年に開設されました。十年余りにわたり、大事な仕事を果たしているという事は認めつつも、地元の東京教区と殆ど没交渉であったり、教学研究所との連携ということも全く試行さえされていなかったり、あるいは、原発や憲法問題等の現代社会が抱える諸問題に如何に応答してきたかということが問われてもいます。

今回、蓮如上人五百回御遠忌に際して設けられた教学振興事業推進資金のうち、親鸞仏教センター資金として確保されていた九億円を一般会計臨時部に計上して、施設の拡充をはかりたいという提案がなされました。

しかし、その九億円の計上が、余りにも乱暴と言わざるを得ません。予算計上というのは、こういう事業を展開する、あるいはこれを購入したいということがまずあって、それを元に予算が立てられるものでしょうが、ここでは、親鸞仏教センター資金として九億円が確保されているから、それをそのまま、何をどうしたいということが明確でないまま計上されたものです。そこにあるのは、新しい施設が欲しいという事だけです。算出根拠を示さず、後は我々に任せて欲しいという丸飲みを要求するような計上の仕方が行きません。

施設を拡充する前に、十二年経って、今まで通りの業務内容でいいのかどうか、関係者の方々では常に検討されてはいるのでしょうか、宗門レベルで協議、検討を加えることがなされるべきではないでしょうか。

3. 教化伝道研修

二〇一一年度で終了した教化特別研修生制度の願いを継承するかたちで実施されるということです。次世代の

宗門を担う人の誕生を期して、研修科二年、実習科一年とし、研修科は教区教化委員長の推薦により、一期三十名以内とし、本山での三泊四日の研修六回が中心です。課程修了者には、修了書を交付し、教区での教化活動に積極的に参画することを要請するというものです。また、実習科は、研修科修了者で試験に合格した若干名を対象とし、同朋会館補導実習、法話研修等を受講し、修了者には修了書を交付するという事です。ともに、教学研究所が実施する事業であります。

人が育てられ、生み出される大きな機縁となることを期待したいものです。ただ、修了書の交付というものが必要なのか、エリート養成に成りほしくないかが気がかりなところではあります。

4. 男女平等参画

宗務審議会「男女共同(平等)参画推進に関する委員会」が、男女平等参画推進に向けて、基本条例制定の必要性を答申しました。当局は、その答申を受け、常設の「男女共同(平等)参画推進会議」の立ちあげを表明していますが、その時期、及び今後の基本条例制定に向けてのロードマップについては、一切言及していません。

日本は、性による格差の度合いは、世界一三五ヶ国中、一〇一位という酷さだと二〇一二年のジェンダーギャップレポートは伝えています。その中でも、わが宗門は、さらにその格差が大きいのではないのでしょうか。同朋社会を標榜する宗門として、同推進会議には、僧俗問わず、女性室をはじめ、宗門内外のさまざまな立場で発言されている方々の参画によって、一日も早い、「男女共同(平等)参画推進基本条例」の制定が求められます。

5. 教区及び組の改編について

皆さんの大変関心の強いことの一つに、教区及び組の改編ということがおありかと思えます。中央改編委員会は、当初全国を十五教区に改編する試案を掲げ、ご遠慮後三年を目途にすすめたいというものであります。ところが、現場の声の聴き取りを重ねていく中で、さまざまな課題が明らかになりました。そこで、提案している十五教区試案の修正をはかることと、タイムスケジュールにしても、全国一律の期限を設定しないということを中心報告として中央改編委員会は提出し、合わせて教区改編に関する手続きを定める条例の必要性を指摘しています。

当局は、その報告を受けて、複数の教区を統括する統括教務所長の任命、また新教区準備委員会の設置等の改編に向けての手続きを定めた改正条例案を提出しました。この件に関しては、今後とも当事者間の十分な協議が欠かせません。

6. 福島支援について

復興支援金を千六百万増額して、五千六百万として、保養事業の助成に力を入る事が表明されました。具体的には、これまで、保養事業を展開している教区には、上限五十万円の助成がされていましたが、それとは別に参加者の旅費半額補助をしようというものです。これで、福島から遠く離れている教区でも保養事業に参画する教区が増えることが期待されます。また、保養事業を展開している教区にとつては、経費負担が軽減されて息の長い

支援が可能になることでしよう。

7. 選挙時間、二時間延長

宗議会議員選挙において、選挙権を有する人が出来るだけ選挙権を行使できるようにするための第一歩として、選挙時間を二時間延長して、午前七時から午後七時(これまでは、午前八時から午後六時)までとする条例が可決されました。

今後は、所属寺院から遠く離れて居住する人に対しての配慮や郵便投票の拡大等についても検討を加えていく必要があると思われれます。

8. 請願委員会

国や自治体の議会に認められている請願制度が当議会にもあります。それは、申すまでもありませんが、議席を持たない人が、意見や要望を直接議会に届けること出来るものです。請願を提出される方々は、宗門に対して、深い関心を以て宗門を荷負せんという意欲を持っておられる方と見るべきではないでしょうか。従って、その請願に対しては、現況の中で出来るだけ応えることが肝要であると思えます。また、取り上げられないという場合には、請願者が納得できる理由を示す必要があると思われれます。

今回、提出された請願は、三種類、六件の請願でありました。内容としては、教区会議員選挙の選挙権・被選挙権に関する請願が四件、御影堂から見真額を降ろすことを求める請願が一件、宗議会において憲法改正反対決議を採択することに関するものが一件でありました。

見真額については、次の項で取り上げたいと思いますし、憲法改正反対決議は採択されましたので、途中でこの件に関する請願は取り下げられました。ここでは、教区会議員選挙に関する請願について報告したいと思いません。

ここで少し、仕組みを説明しますと、議長に提出された請願は、請願委員会に回付され、その委員会で議会上にかけることが相応しい事案であるかどうかを審議し、議会でその請願が採択されると、請願内容によって議会で対応するか、内局が措置するかがはかられます。内局が措置した場合には、次回の議会にその内容を報告しなければなりません。

教区会議員選挙の選挙権・被選挙権は、現在の条例では共に住職にしかありません。それを、教師資格を有する人にまで拡大しようという請願です。その理由として挙げられているのは、教区の諸活動は、住職だけではなく、多くの教師が関わり担っている現状のなか、議決機関である教区会に於いても、教師が参画できる道を開くことが、教区の活性化に欠くことが出来ない要件であるからというものです。もっともな請願であると思えます。

で、請願委員会での審議ですが、そのことに反対の委員はいませんでした。ただ、これを議会に付する事が妥当かどうかということになると、三対五で否決されました。

その否決理由は、教区会には組長議員という課題もある、そのことと合わせて問題にすべきであり、選挙資格だけを取り上げることは反対。あるいは、今、宗門は教区改編や財政課題を抱えている、それらの問題と合わせて考えるべきでこれだけを取り上げる事は反対。極めつけは、宗門には、様々な問題があり、抜本的にそれらの

問題を課題化していく中で取り上げるべきで、これだけを今取り上げることは反対。概ね五名の委員の方々の反対意見は、これらに収斂されます。問題はあっても、それを改正していくことには賛成できないという事なのでしょう。問題があるなら、議会が改めずに、どこがその仕事を果たせるというのでしょうか。ここにも、宗憲の精神に立った議会運営が軽んじられている現状があります。

9. 見真額について

私たちは、御影堂の正面に見真額を掲げ続けることが、宗祖として親鸞聖人をいただく宗門として相応しいのかということ提起し続けています。

今回の一般質問で、同僚議員が、これまでのこの問題に対する当局の答弁の変遷を次のように整理してくれました。

二〇〇九年には、「宗門の負の歩みを明らかにし」と、そこに大きな問題性を見届ける視点はありませんでしたが、二〇一一年、二〇一二年の答弁では、「困難な時代状況の中で一宗の自立を目指して歩まれた先輩達の純粋な願い」と、積極的に見真額を評価し直そうとする答弁になっている。

そして今年の答弁は、負の歴史を認めつつも、宗門の自立のうえから見真額を必要としたとし、その歴史を宗門あげて学ぶことこそが大事で、下ろす下ろさないを判断する時ではないというものです。

私たちが、問い続けてきたのは、本願念仏の教えの上から、見真額を掲げることの妥当性はあるのかということであるにも関わらず、答弁はいつも、事情や状況の説

明に終始してきました。もともと、事情や状況は、無視すればいいという乱暴なことをいうつもりはありません。事情や状況は、社会的に存在する宗門にとって、非常に大きな要件であります。ただ、事情や状況を第一とし、教えを二の次とするとき、教えはどのような変質していきます。その具体例が、真俗二諦論であります。そのことを、今も良しとする象徴が他ならぬ見真額であると考えます。

皆さんは、どのようにお考えでしょうか。

10. ご遠忌決算が確定

二〇〇三年度から二〇一一年度の九ヶ年に互ったご遠忌総計画書の決算が確定しました。総額は、三百三十六億円。そのうち、ご依頼総額は、当初予算百九十八億円に対し、決算額は二百二十二億円と、率にして十二パーセント以上の超過のご協力をいただくことが出来ました。果たして、ご門徒の皆さんの期待と負託に充分応えるご遠忌であったのかどうか、今後とも検証されなければなりません。

多くの余剰が出たため、真宗本廟奉仕施設(同朋会館他)整備積立金に二十億円、両堂等修復積立金に二十二億四千万円等、計五十二億四千万円を今後の事業展開のための資金として繰り入れたということです。

11. 両堂並びに御影堂門修復工事経費と

工期について

A. 御影堂工事

経費 九四億八千万円

二期二〇〇四年三月～二〇〇九年八月
B. 阿弥陀堂工事

経費 四十八億六千万円

二期二〇一二年二月から二〇一五年十二月

C. 御影堂門工事

経費 二十億一千万円

二期二〇一二年二月から二〇一五年十二月

D. 仮設素屋根工事

経費 十七億九千万円

故和田正之氏、故松岡元雄氏の追悼法要、ならびに追悼演説が六月三日、議場においてご遺族参列のもと執り行われました。会派は、違っていました。両氏の議員としてのご活躍に敬意を表し、心よりお悔やみ申し上げます。

資料

日本国憲法改正反対決議

政府与党は、日本国憲法第九十六条の「改正」を表明しております。これは国会における改憲発議要件を三分の二以上から二分の一以上に緩和することにより、憲法「改正」を容易にしようとするものです。本来、憲法は、国民からの負託によって、国民に代わって行政権を執行する政府を規制する国の最高法規であります。それ故、他国においても同様に、その改正にはあえて厳しい制約が定められています。

言うまでもなく、「国民主権」「基本的人権の尊重」「戦争の放棄」の三大原則を謳う現日本国憲法は、政府が先

頭に立ってそれを遵守し、憲法に基づく施策を具現化していく義務を持つものであり、その具体的実践により、初めて日本国憲法は世界に誇りうる憲法となります。

「国豊かに民安し。兵戈用いることなし」と説く『仏説無量寿経』を正依の經典とする私たち真宗大谷派宗門は、宗祖親鸞聖人の開顕せられた念仏の教えと、そこに流れる御同朋・御同行の精神のもとに歩んでまいりました。しかし、私たちは、過去に戦争においてその教えを歪め、無数のかけがえない命を戦場に送り込むという痛恨の過ちを犯してしまいました。その慚愧に立って、一九九五年宗会において「不戦決議」を行った私たちは、今こそ念仏者として、恒久平和を願う現日本国憲法を守らねばなりません。

よって真宗大谷派宗議会は、日本国憲法第九十六条「改正」反対をここに決議致します。

あとがき

昨年九月、「無所属クラブ」と「恒沙の会」を一つにして「同朋社会をめざす会」を発足させました。

一九八一年、私たちは、同朋社会の顕現を宗門の存立意義と見出し、同朋公議を宗門運営の手法として見定める宗憲を手に入れました。ところが、この宗門の現状を見ると宗憲の精神や願いを忘失していると思えないものがあります。

ここに、改めて宗憲を選び取り、宗憲の願いに立った宗門のあり方、宗憲に則った宗門運営の実現を願って、「同朋社会をめざす会」を名のりました。

今回、時代に応えうる宗門としての喫緊の課題として、真宗教学の再構築の必要性を記し、政策として、宗門に

蔓延する無関心の厚き雲を払拭する視点から、宗務所から教区・組への重心移動ということを中心にしての宗務行財政改革を提案しました。あわせて、今年度宗議会の議会報告を掲載致しました。

どうぞ、きびしいご批判、ご意見をお待ちしています。

歩き出したばかりの拙い歩みで、危なっかしく思われる方々もおられるかと存じますが、同朋社会をめざして、少しでも宗門を変革したいという志にご理解を賜り、何卒、皆さんの厚いご支援をお願い申し上げます。

同朋社会をめざす会メンバー

大澤秀麿（北海道）本間義悦（奥羽）新羅興正（山形）藤内和光（仙台）
旦保立子（東京）藤井学昭（東京）田澤一明（三条）森島憲秀（富山）
篠田穰（岐阜）三浦長（岡崎）眞野琢児（名古屋）三浦崇（三重）
赤松範昭（京都）椋田隆知（京都）本多一壽（大阪）玉光順正（山陽）
釈氏政昭（四国）村上大純（日豊）

大澤秀麿氏が、7月14日、逝去されました。4期、16年にわたって議員としてご活躍されました。特に、宗議会議員選挙の被選挙資格拡大には、大いに尽力され、住職から25歳以上の有教師に開かれることになった功労者のお一人です。ただ、そこに住職の同意という条件が付されたことは、大沢氏にとっては、不本意であったと思われま

共には歩ませてもらった者たちとして、無条件の拡大を実現することこそが、氏のご遺志に応えることと思っています。